

大野市 節水シャワーヘッド等助成金

申請の手引き

目次

1 事業の概要について

○趣旨、申請できる人

助成の金額、受付期間…………… P1

○対象機器…………… P2

○節湯水栓(別表)、計算例…………… P3

○申請方法…………… P4

2 手続きについて

○手続きの流れ…………… P5

○提出書類の詳細…………… P6

○申請書(請求書)の記入例…………… P7

3 その他

○Q&A…………… P8

○大野市指定給水装置工事事業者・ P13



1 事業の概要について

趣旨

大野市では、節水機器の導入による節水の促進と市民や市内事業者の節水意識の醸成を目的として、節水効果の高いシャワーヘッド等の購入者に対し、その費用の一部を助成します。

申請できる人

次のすべてに該当する人が対象です。

- ①大野市に住民登録がある人
又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人
- ②市税を完納していること。
- ③対象機器の購入について、他の助成を受けていないこと。

- ※ 既にある住宅又は事業所のシャワーヘッド等を交換する場合は対象です。
- ※ 住宅などを借りている場合は、所有者又は管理者の承諾を得てから申請をしてください。
- ※ 個人の場合は同一世帯につき1回限り、市内事業者は同一の建築物につき1回限り申請ができます。

助成の金額

**対象機器それぞれの購入額（税込）の2分の1に相当する額
1個当たりの上限は3,000円（100円未満切り捨て）**

- ※ 助成の対象となる購入価格（税込）は、「商品代金」のみです。設置費や工事費、インターネットなどで購入した際の送料などは含みません。
- ※ ポイントカードに貯まったポイントで購入した場合、ポイントでの支払い分は助成の対象になりません。

受付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※予算がなくなり次第受付を終了します。（先着順）



対象機器

①浴室用の節水シャワーヘッド※1

おおむね30%以上※2の節水又は1分間当たりの使用水量が7リットル以下になることが明示されているもの※3

②節水水栓※4

公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得した水栓又は同等以上の節水性能を有するもの

③節湯水栓※4

サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓又はシングルレバー湯水混合水栓のうち、別表（3ページ）に定める区分のいずれかに該当するもの又は同等以上の節湯性能を有するもの

※1 節水シャワーヘッドと別売りのホースは含みません。

※2 おおむね30%とは、カタログ等に約30%と記載がされているもの。

※3 確認がとれる書類としては、取扱説明書やカタログなどです。

※4 **節水・節湯水栓の交換は、大野市指定給水装置工事事業者（13ページ～14ページ参照）が設置工事を行う必要があります。**

対象となる節湯水栓の例

一般社団法人日本バルブ工業会の基準である節湯水栓（節湯 A1/B1/C1）も対象の節湯水栓となります。

節湯種類	節湯 A1 手元止水機構	節湯 B1 小流量吐水機構	節湯 C1 水優先吐水機構
台所水栓			
浴室シャワー水栓			
洗面水栓			
節湯種類 組合せ			

一般社団法人日本バルブ工業会のホームページより引用

節湯水栓（別表）

区分	構造	節湯効果
手元止水機構	台所水栓及び浴室シャワー水栓において、次の条件に適合する湯水混合水栓 ・吐水切替機能、流量及び温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水及び止水操作ができる機構を有すること。	台所水栓：9%削減 浴室シャワー水栓：20%削減
小流量吐水機構	浴室シャワー水栓において、吐水力が次の条件に適合する湯水混合水栓 ・流水中に空気を混入させる構造を持たないもの：0.60（単位N）以上 ・流水中に空気を混入させる構造を持つもの：0.55（単位N）以上	浴室シャワー水栓：15%削減
水優先吐水機構	台所水栓及び洗面水栓において、次のいずれかの条件に適合する湯水混合水栓（水栓又は取扱説明書等により水栓の正面位置が判断できるものに限る。） ・吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の正面に位置するときに湯が吐出されない構造を有すること。 ・吐水止水操作部と一体の温度調整を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右側面に位置する場合は、温度調節を行う回転軸が水平で、かつレバーハンドルが水平から上方45度に位置するときに湯が吐出されない構造、又は湯水の吐水止水操作部と独立して水専用の吐水止水操作部が設けられていること。	台所水栓：7%削減 洗面水栓：7%削減
手元止水機構及び小流量吐水機構の複合	-	浴室シャワー水栓：32%削減
手元止水機構及び水優先吐水機構の複合	-	台所水栓：15%削減

助成額の計算 （例）

例① 5,500円（税込）の要件を満たすシャワーヘッドを購入した場合
 購入額 $5,500円 \times 1/2 = 2,750円$
上限3,000円を超えないため、助成額は2,700円
 （100円未満切り捨て）

例② 7,700円（税込）の要件を満たすシャワーヘッドを購入した場合
 購入額 $7,700円 \times 1/2 = 3,850円$
上限3,000円を超えるため、助成額は3,000円

例③ 5,400円（税込）の要件を満たすシャワーヘッドの購入及び50,000円（税込）の要件を満たす節水・節湯水栓の交換を行った場合

○シャワーヘッド $5,500円 \times 1/2 = 2,750円$
上限3,000円を超えないため、助成額は2,700円・・・①
 （100円未満切り捨て）

○節水・節湯水栓の交換 $50,000円 \times 1/2 = 25,000円$
上限3,000円を超えるため、助成額は3,000円・・・②

助成額は、①+②=5,700円（2個分の合計）

申請方法

①郵送申請、②窓口申請、③電子申請

①郵送申請

お手持ちの封筒に申請書類をすべて封入し、下記送付先へ郵送してください。

〒912-8666
大野市天神町1番1号
大野市 環境・水循環課 水循環グループ

注意点

- ・申請用の封筒と郵送費は申請者をご用意ください。
※到着確認を希望する場合は、簡易書留等をご利用ください。
※なお、郵便物が届かない場合、大野市は責任を負いかねます。

②窓口申請

お手持ちの封筒に申請書類をすべて封入し、下記までご持参ください。

- ① 大野市役所 1階 ⑩番窓口
〒912-8666
大野市天神町1番1号
大野市 暮らし環境部 環境・水循環課 水循環グループ
- ② 越前おおの水のがっこう
〒912-0083
大野市明倫町3番42号 越前おおの水のがっこう

※受付時間は①と②ともに、午前8時30分から午後5時15分まで
(土日、祝日、年末年始を除く)

③電子申請

下記のURLから必要事項等を入力し、送信してください。

※添付資料(6ページ②~⑤)は「.png .jpg .jpeg」形式で撮影した写真を添付してください。

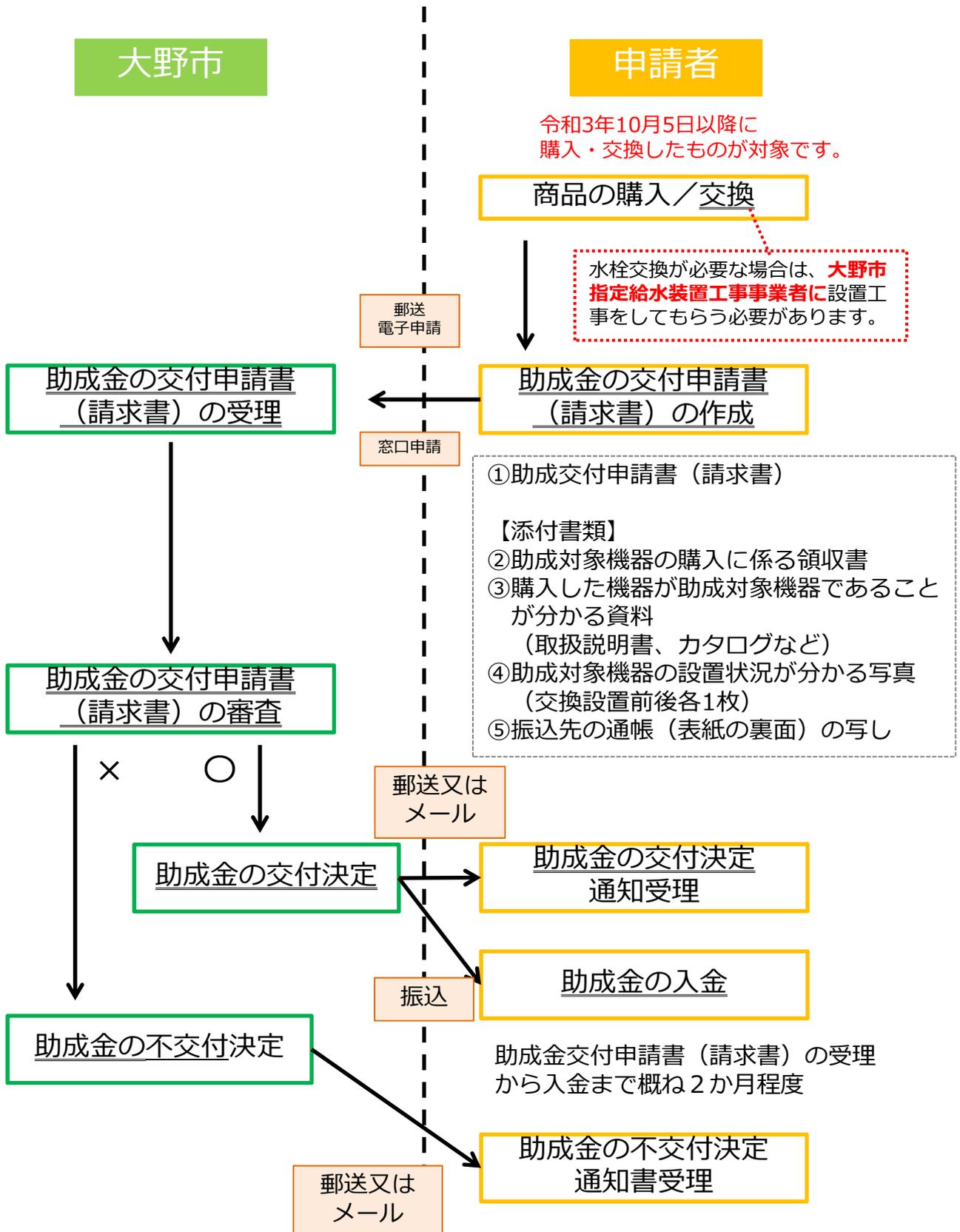
URL <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/akpJB1e1>
QRコード



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

2 手続きについて

手続きの流れ



提出書類の詳細

①～⑤すべての書類が必要です。☑してご確認ください。

①助成金交付申請書兼請求書 ※記入例（7ページ）

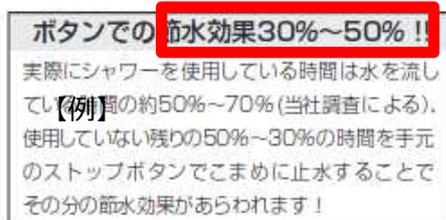
- ・ 請求者は、大野市に住民登録がある人又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人です。
- ・ 電話番号は、平日の日中に連絡が取れる番号をご記入ください。
- ・ 助成金額は、対象機器それぞれの購入額（税込）の2分の1に相当する額で、1個当たりの上限は3,000円（100円未満切捨て）です。

②助成対象機器の購入に係る領収書

- ・ 納品書などでは支払いの確認が出来ません。
- ・ レシートや支払い証明書等でもかまいませんが、機器の価格と商品名や型番号が記載されている必要があります。
- ・ 節水・節湯水栓の交換を行う場合は、大野市指定給水装置工事事業者からの領収書が必要です。その際は、水栓の価格（税込）を記入してもらってください。
【例：〇〇水栓 ●●円（税込）工事費他 ●●円（税込）】
- ・ インターネットで購入する場合や、銀行やコンビニで支払う場合も、必ず領収書を取得してください。

③購入した機器が助成対象機器であることが分かる資料

- 節水シャワーヘッド
 - ・ 節水効果を満たしていることが分かるパッケージや取扱説明書をコピーして下さい。コピーが難しい場合は写真を印刷したもので結構です。
 - ・ 節水効果とは「〇%節水」や「使用水量は〇L/分です」などの記載部分です。



- 節水・節湯水栓
 - ・ 取扱説明書やカタログ等に記載されている「メーカー名」と「商品名」の部分をコピーしてください。

④助成対象機器の設置状況が分かる写真

- ・ 節水シャワーヘッドや水栓交換前後の全体を撮影した写真を各1枚添付してください。
- ・ 複数の機器を購入した場合は、すべての機器が写った写真を印刷して添付してください。
- ・ 写真が不鮮明な場合や機器の一部のみの写真の場合は、取り直しをお願いする場合があります。

⑤振込先の通帳の写し

- ・ 振込先の通帳（表紙裏面）をコピーしたものを添付してください。

※電子申請の場合、①は入力になります。

申請書件請求書の記入例

別記様式（第5条関係）

購入日以降の年月日をご記入ください。

年 月 日

大野市長 様

申請者（請求者）

住所 大野市〇〇〇△-□
氏名 大野 太郎
電話番号 0779-××-×××××

市内事業者の場合は、事業者名と代表者名をご記入ください。
(押印不要)

日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

大野市節水シャワーヘッド等購入助成金交付申請書兼請求書

大野市節水シャワーヘッド等購入助成金の交付を受けたいので、大野市節水シャワーヘッド等購入助成金交付要綱第5条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請及び請求します。

なお、申請に際し、住民基本台帳及び市税の納入状況等、市が有する情報のうち、審査に必要なものについて、市の職員が閲覧することに同意します。

また、対象機器を設置する建築物は借家でないこと、又は借家である場合はその所有者又は管理者の承諾を得ていることを誓約します。

記

計算例は3ページに記載しています。

1 申請額（請求額）

〇〇〇〇 円

2 対象機器

節水シャワーヘッド 1 個 節水・節湯水栓 〇 個

(購入したものにをし、個数を記載する)

購入・交換したものにチェックし、個数をご記入ください。

3 対象機器の交換を行った建築物の所在地

大野市 申請者の住所と同じ

4 添付書類

- ・ 助成対象機器の購入に係る領収書
- ・ 購入した機器が助成対象機器であることが分かる資料
- ・ 助成対象機器の設置状況が分かる写真

5 振込先金融機関

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	大野支店
口座種別	普通預金・当座預金	口座番号	××××××××
フリガナ	オオノ タロウ		
口座名義	大野 太郎		

(通帳の写しを添付してください。)

□助成対象について

Q1 新築(建設中)の節水シャワーヘッド等は対象とならないですか？

A ×対象外です。
既にある住宅又は事業所のシャワーヘッド等を交換する場合が対象です。

Q2 二世帯住宅の場合は、それぞれの請求できますか？

A 申請は世帯につき1度限りです。
世帯が分かれていますらば、それぞれの世帯の方が申請及び請求できます。

Q3 離れや別宅の節水シャワーヘッド等は対象になりますか？

A 申請者及び請求者が住んでいなければ対象外です。

Q4 大野市内に住んでいますが、住民登録をしているのは、大野市外です。申請はできますか？

A ×できません。
大野市に住民登録がある人が対象です。

Q5 複数の節水シャワーヘッド等を購入したいのですが、できますか？

A ○できます。
申請するシャワーヘッド等の個数に制限はありません。ただし、申請及び請求は、個人の場合は同一世帯につき1回限りです。また、市内事業者は同一の建築物につき1回限り請求ができます。

Q6 社宅や借家の節水シャワーヘッド等を交換しましたが、対象となりますか？

A ○対象です。
ただし、購入前に所有者又は管理者とご相談いただき、所有者等の承諾を得てください。

Q7 事業用の建物は対象となりますか？

A ○対象です。
事業所が大野市内で事業を行っていれば対象です。

Q8 令和3年4月に購入した節水シャワーヘッド等は対象になりますか？

A ×対象外です。
申請可能なものは、令和3年10月5日以降に購入したものです。

□対象機器等について**Q9 節水シャワーヘッド等を購入する際の注意点はありますか？**

A 節水シャワーヘッドの助成対象は「節水効果がおおむね30%以上又は1分間当たりの使用水量が7リットル以下のもの」です。商品によっては、現在ご使用のシャワーヘッドより重いものや、別にアダプターが必要なものがありますので、購入する際は、事前に購入店にご確認ください。
また、節水・節湯水栓の助成対象機器は、2、3ページのとおりです。

Q10 インターネットで購入した場合も対象となりますか？

A ○対象です。
申請及び請求時には、領収書(6ページ参照)が必要となります。

Q11 節水シャワーヘッド単体とホースを購入しました。ホースも対象になりますか？

A ×対象外です。
節水シャワーヘッドとホースがセットになった商品を購入した場合は、対象となりますが、単体のものを購入された場合は、節水シャワーヘッドのみが対象です。その他、アダプター等別で購入されたものも対象外です。

Q12 節水・節湯水栓を購入後、自分(申請者)が設置工事を行った場合は対象となりますか？

A ×対象外です。
水栓の交換を行う場合は、大野市指定給水装置工事事業者(13、14ページ参照)が設置工事を行っていることが条件となります。

Q13 節水シャワーヘッド等の購入先の指定はありますか？

A ×ありません。
購入先の指定はありません。インターネットや市外販売店での購入も対象となります。ただし、水栓の交換を行う場合は、大野市指定給水装置工事事業者が設置工事を行っていることが条件となります。

Q14 どのようにして節水シャワーヘッドの節水効果や水量を確認すれば良いですか？

A 製品の箱や保証書、取扱説明書等に節水効果が記載されています。記載されていない場合は、節水効果の確認が出来ないため、助成の対象となりません。

Q15 節水シャワーヘッドを購入しましたが、アダプターが必要で交換できませんでした。申請することはできますか？

A ×申請できません。
購入したものに交換できない場合は助成の対象となりません。

□受付期間、助成額について

Q16 受付はいつからいつまでですか？

A 令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

Q17 助成額はいくらですか？

A 対象機器それぞれの購入額に1/2を乗じて得た額(1個当たりの上限は3,000円)を合計した額です。
※100円未満の端数が生じた場合、端数切捨て

Q18 購入価格に配送手数料も含めていいですか？

A × 配送手数料は含みません。

Q19 ポイントを使用し、残りを現金で支払いました。助成額はどのような計算となりますか？

A ポイントでの支払い分は助成の対象外です。商品の一部をポイントで支払った場合は、ポイントの利用分を差し引いた額で助成額を算出します。

□申請手続きについて

Q20 申請書類はどこで入手できますか？

A 大野市のホームページからダウンロードできます。
また、ダウンロードが難しい場合は、「市役所の⑩番窓口」又は「越前おおの水のがっこう」(4ページ参照)でも配布しています。

Q21 申請はどうすればよいですか？

A 「市役所の⑩番窓口」又は「越前おおの水のがっこう」窓口、郵送、電子申請(4ページ参照)でお願いします。

Q22 申請はインターネットでもできますか？

A ○電子申請ができます。
申請方法は、4ページをご覧ください。

Q23 窓口へ直接申請に行くのは、代理の人でも可能か？

A 窓口に来られるのは、代理の方でもかまいません。ただし、申請書及び請求書はご本人が必ず記載してください。

□その他

Q24 節水シャワーヘッドの節水効果を記載していた資料を捨ててしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A 商品のホームページなどで要件が記載されている箇所をプリントアウトして添付してください。証明できるものが何もない場合は、申請できません。

Q25 領収書を紛失した場合、どうしたらいいですか？

A まずは、商品を購入した店に、領収書等の再発行が可能か確認をお願いします。証明できるものが何もない場合は、申請できません。

Q26 申請してから助成金が振り込まれるまでどれくらい時間がかかりますか？

A 助成金交付申請書(請求書)の受理から入金まで概ね1~2か月かかります。

大野市水道事業・簡易水道事業
指定給水装置工事事業者名簿

2023/3/6現在

No.	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	宝居ウォーターワークス	大野市中挾一丁目1406番地	(0779) 66-5451
2	大野衛生設備株式会社	大野市東中町301番地	(0779) 65-5600
3	有限会社石田産業	大野市水落町5番22号	(0779) 66-2285
4	有限会社伏見屋設備	大野市陽明町二丁目807番地	(0779) 66-3412
5	株式会社中川設備	大野市中荒井町一丁目404番地	(0779) 66-0025
6	山本設備工業株式会社	福井市和田一丁目5番12号	(0776) 24-2351
7	有限会社サンケーエス	福井市下馬一丁目103番地	(0776) 33-5769
8	有限会社生田設備	大野市中掘第15号32番地	(0779) 66-0906
9	松山設備	勝山市旭町二丁目673番地	(0779) 87-2476
10	日通プロパン住設株式会社	大野市新町2番5号	(0779) 66-2815
11	株式会社カナダニ	鯖江市東鯖江一丁目518番地の1	(0778) 51-7200
12	山二工業株式会社	大野市春日161号12番地1	(0779) 65-5231
13	エム・エムトータルクリエイティブ有限会社	大野市春日161号12番地1	(0779) 65-5257
14	モリナガ有限会社	大野市日吉町24番4号	(0779) 66-2615
15	九頭龍設備株式会社	大野市鉏掛第2号4番地1	(0779) 65-2650
16	大建設備工業	大野市牛ヶ原第51号1番地	(0779) 66-1064
17	株式会社マエガワ	大野市桜塚町101番地	(0779) 66-4067
18	明電設備株式会社	福井市灯明寺二丁目703番地	(0776) 21-0025
19	松井設備	勝山市郡町二丁目5番36号	(0779) 88-5031
20	福井県農業協同組合 奥越基幹支店	大野市中挾一丁目1301番地	(0779) 65-1250
21	大野さく泉工業	大野市春日一丁目2番26号	(0779) 66-2937
22	有限会社乾川設備工業	大野市月美町11番15号	(0779) 66-2422
23	フジタ住設	勝山市立川町二丁目2番11号5	(0779) 87-0980
24	杉本設備工業	大野市七板第13号17番地	(0779) 66-1168
25	新光電機	大野市有明町17番2号	(0779) 65-0296
26	吉村設備工業株式会社	福井市城東四丁目24番12号	(0776) 22-1120
27	有限会社豊林	勝山市旭町二丁目6番1号	(0779) 88-0612
28	宮本設備	大野市庄林第36号27番地	(0779) 66-0050
29	株式会社常見管工事	大野市中保18字43番地1	(0779) 65-3947
30	合同設備工業株式会社	福井市高木一丁目607番地	(0776) 53-0777
31	有限会社林設備	勝山市郡町二丁目7番23号	(0779) 87-0537
32	株式会社梅井設備工業	福井市大宮六丁目5番10号	(0776) 23-5096
33	久保水工業株式会社	福井市八ツ島町第31号605番地	(0776) 27-5089
34	株式会社フクイヤ	大野市美川町11番20号	(0779) 65-2958
35	福德設備工業株式会社	福井市漆原町12-14	(0776) 54-3659
36	株式会社三幸宮繕	大野市中野第31号22番地9	(0779) 65-5118
37	株式会社桐林組	大野市中丁第3号11番地1	(0779) 66-5943
38	松山建設株式会社	勝山市荒土町別所32号37番地	(0779) 89-2004
39	渡辺設備株式会社	坂井市春江町江留上中央3番地2	(0776) 51-0550
40	三谷設備株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	(0776) 20-3440
41	有限会社じょうとく商店	大野市元町11番8号	(0779) 66-2614
42	株式会社石谷工務店	大野市鉏掛20号1-1番地	(0779) 65-3625
43	株式会社総合設備工業所	福井市三郎丸一丁目210番地	(0776) 21-1771
44	有限会社ライフ産業	福井市八幡町第32号64番地	(0776) 83-0580
45	有限会社島田重機	大野市月美町3番3号	(0779) 66-4674
46	元結管工株式会社	福井市大畑町20-8	(0776) 54-7255
47	株式会社サカイエステック	福井市成和二丁目1009-2	(0776) 30-0255
48	有限会社インダ工業	勝山市鹿谷町発坂15-34	(0779) 89-2267
49	荒鹿建設株式会社	勝山市滝渡町四丁目102番2	(0779) 88-2232
50	第一設備工業株式会社	福井市角折町第15号20番地の1	(0776) 34-0338
51	アイ・ホームサービス	大野市中野第30号8番地7	(0779) 65-7952
52	福井ツバメ商事株式会社奥越ガスセンター	大野市上野37-2	(0779) 66-4169
53	サンエイ工業株式会社	福井市光陽一丁目15番9号	(0776) 24-5843
54	有限会社リフォームイチハラ	勝山市平泉寺町岩ヶ野第42号2番地	(0779) 87-6484
55	有限会社豊島設備	吉田郡永平寺町松岡室第18号11番地	(0776) 61-1506
56	北陸設備工業株式会社	福井市宝永四丁目6番3号	(0776) 24-1700
57	道傳設備株式会社	福井市春日三丁目305番地の1	(0776) 36-5609
58	有限会社前川設備	坂井市丸岡町四ツ屋第6号16番地1	(0776) 66-6150
59	有限会社三松設備	大野市中野町四丁目604番地	(0779) 66-1291
60	有限会社内山左官・管設備	大野市中挾三丁目830番地	(0779) 65-2725

大野市水道事業・簡易水道事業
指定給水装置工事事業者名簿

2023/3/6現在

No.	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
61	株式会社富坂工業	福井市上中町第27号16番地の4	(0776) 53-4029
62	協和住機株式会社	福井市御幸三丁目3番38号	(0776) 23-3848
63	池端設備	大野市陽明町一丁目512番地	(0779) 66-0734
64	クニ設備	越前市定友町第4号4番地	(0778) 42-2027
65	株式会社清水設備	大野市神明町603番地	(0779) 64-5324
66	神谷設備	大野市春日三丁目6-5	(0779) 66-1819
67	株式会社カイセイ	鯖江市丸山町1丁目6-27	(0778) 51-1085
68	貴水管工株式会社	福井市西学園三丁目413番地	(0776) 35-8005
69	AKI住宅設備	大野市新庄第7号86番地3	(0779) 64-4005
70	有限会社栄林建設	大野市中挾一丁目206番地	(0779) 66-0360
71	株式会社小林水道	坂井市春江町西太郎丸16-31-3	(0776) 76-3875
72	中原設備	大野市中野第22号5番地	(0779) 66-2753
73	株式会社Shines Company	大野市上野第66号15番地	090-5178-1300
74	中央住機サービス	勝山市北郷町森川第14号11番地	(0779) 89-1630
75	株式会社ウッドフィール	丹生郡越前町織田第153号1番地36	(0778) 36-0081
76	株式会社イースマイル 金沢営業所	石川県金沢市金市町二15番5	(076) 258-2855
77	有限会社砂村設備	坂井市丸岡町城北五丁目48番地	(0776) 66-5809
78	株式会社相互設備	勝山市郡町三丁目307番地	(0779) 87-1775
79	坪川設備工業	福井市森田新保町第6号1番地2	(0776) 76-7987
80	ワイズ設備	大野市陽明町四丁目708	(0779) 65-6255
81	愛光設備	坂井市丸岡町下安田22-2	(0776) 67-2922
82	有限会社清水総合設備	福井市加茂河原三丁目14-24	(0776) 36-1507
83	創基水工株式会社	福井市冬野町第26号6番地	(0776) 97-9914
84	西尾建設工業株式会社	大野市平澤領家12-41-2	(0779) 65-4600
85	株式会社創永ホーム設備	福井市問屋町四丁目1101	(0776) 23-7571
86	株式会社文殊四朗管工商会	福井市松本一丁目56番10号	(0776) 21-0292
87	勝森鉄工所	大野市本町2番2号	(0779) 66-5482
88	株式会社泉建設	大野市篠座65号98番地2	(0779) 66-1108
89	タムラ	大野市桜塚町705番地	090-2373-2795
90	有限会社福井ガスホーム	福井市勝見三丁目13番25号	(0776) 24-4422
91	日東工業	福井市町屋1丁目5番26号	(0776) 21-3920
92	株式会社藤田設備	福井市和田東一丁目1703-3	(0776) 43-0407
93	株式会社上東設備工業	あわら市北疋田第3号3番地4	(0776) 76-4346
94	有限会社斉藤設備	坂井市三国町川崎第43号19番地5	(0776) 82-5900
95	高時管工株式会社	福井市帆谷町第28号2番地125	(0776) 38-5378
96	株式会社みやかわ 福井営業所	福井市和田三丁目610-104	(0776) 25-2882
97	株式会社柳原興業	福井市丸山町第42号2番地	(0776) 54-9677



みずのめぐみん

【問い合わせ先】

大野市 暮らし環境部 環境・水循環課
〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号

TEL 0779-64-4828

Fax 0779-65-8371

HP <http://www.city.ono.fukui.jp>

E-mail kankyo@city.fukui-ono.lg.jp